

第387回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年2月25日（木）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 なし

傍聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第431回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第432回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 議 第5号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程8 議 第6号 農地取得に係る下限面積の設定について

日程9 議 第7号 令和3年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について

日程10 議 第8号 農地賃借料情報（平成31年～令和2年分集計）の公表について

日程11 承認第1号 上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて

日程12 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程13 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程14 報告第3号 使用貸借契約の解約書の届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、2月16日に告示になりました、第387回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開

きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程１、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和３年２月１６日、上山市農業委員会告示第２号により、令和３年２月２５日、第３８７回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第２、出席告知について、令和３年２月１８日付け農委第２５５号をもって、第３８７回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第３、総会資料の配布について、第３８７回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第４、総会出席委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１６人となっております。以上で報告を終わります。

議長 日程２、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、１番、江口勘四郎委員、１５番、木村辰也委員を指名いたします。

議長 日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。１件の申請がございました。整理番号１について説明いたします。貸し人は〇〇氏、会社員、借り人は〇〇氏、農業であります。高松地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。５番、山口久志委員。

山口委員 整理番号１について、現地調査の結果を報告します。２月２０日に〇〇さんとお会いしてきました。現在も耕作中の土地で、この度、認定農業者をやめたので３条で借り入れるものです。問題なしと考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。
内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。なお、3ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は〇〇氏、会社員であり、両者は親子であります。藤吾地内の畑3筆について譲受人の住居を建築するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、会社員であります。原口地内の畑1筆について借り人の住居を建築するため転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第431回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第431回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。4件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は有限会社〇〇、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。関根地内の田4筆について所有権を移転するもので、土地

の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

原田委員 法人として認定農業者の認定を受けているのか

事務局 法人として認定を受けています。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第431回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。小倉地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第431回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。牧野地内の田2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第431回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は

〇〇氏でございます。金谷地内の田１筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３１回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程６、議第４号、第４３２回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第４号、第４３２回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の６ページをお開きください。１５件の申請がございました。整理番号１から１２については関連がありますので、一括して説明いたします。農地中間管理機構の貸借で、借り人は全て公益財団法人〇〇であります。田１１筆、畑２４筆について賃借権を設定するものです。利用目的は水稻が５件、そばが３件、ワイン用ぶどう、すいか、桃、ぶどう及び野菜がそれぞれ１件となっております。土地の所在や所有者、契約年数等については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３１回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号１から１２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号１３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１３について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。関根地内の畑１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３２回農用地利用集積計画の利用権

設定のうち、整理番号１３については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１４について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。小笹及び久保川地内の畑５筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３２回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号１４については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１５について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１５について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。須田板地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３２回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号１５については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程７、議第５号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第５号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたしますので、別冊議案書をご覧ください。共同生活支援事務所（グループホーム）を運営する社会福祉法人が、既存施設の隣接地に障がいの程度が中・重度の利用者向けのグループホームを建築するものであり、農振白地区域内への確保が困難かつ不合理であるため、農用地区域からの除外はやむを得ないと認められるとす

るものであります。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

井上委員 場所はどこになるのか。

事務局 ○○の北側になります。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第5号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。

議長 日程8、議第6号、農地取得に係る下限面積の設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第6号、農地取得に係る下限面積の設定について説明いたしますので、議案書の10ページをお開きください。農地法第3条第2項第5号では、別段面積について規定されております。本来、農地法第3条の許可要件である下限面積は、都府県においては50aとされておりますが、地域毎の事情に合わせて下限面積を変更できることとなっております。上山市では、新規就農促進のため、平成24年度から別段の面積を30aに引き下げておりましたが、新規就農を促進することで、遊休農地の発生を防ぎ、農地の有効利用を推し進めるため、さらに引き下げ、平成31年度から20aとしており、令和3年度も別段の面積を20aとするものです。ただし書きについては、空き家等に付随した農地で、農業委員会で区域指定・地番指定を受けた農地については、平成31年度から下限面積を1aとしておりましたが、令和3年度からは0.1aに引き下げるものであり、令和3年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第6号、農地取得に係る下限面積の設定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

議長 日程9、議第7号、令和3年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明いたします。事務局長。

事務局長 議第7号、令和3年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について説明いたしますので、議案書の11ページをお開きください。本標準表の作成にあた

りましては、農業委員・農地利用最適化推進委員、認定農業者から意見の聞き取りを行い、その内容を踏まえて農政専門委員会を開催して検討いたしました。その結果、農業労働賃金の一般の部及び果樹の部ともに、各作業で昨年度と同額といたしました。機械利用料金についても、昨年度と同額であります。なお、注意書きに山形県の最低賃金を載せています。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

木村（辰）委員 来年度において色彩選別機の追加を検討してほしい。

山川委員 コンバイン等の運搬は入れる必要はないのか。

木村（辰）委員 最近是利用組合ではなく個人にお願いする割合が増えているので、運搬経費の追加も検討すべきだと思う。

議長 いただいた意見については、来年度の機械利用料金標準表の作成の際に協議することとします。他にありませんか。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第7号、令和3年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

議長 日程10、議第8号、農地賃借料情報の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第8号、農地賃借料情報の公表について説明いたしますので、議案書の12ページをお開きください。農地賃借料情報の公表については、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の参考情報として提供するものであり、農政専門委員会で協議しております。農地法第3条及び農用地利用集積計画の賃借料をもとに計算した10aあたりの賃借料を公表するものでありますが、対象データが少ないため、平成31年1月から令和2年12月までの2か年分を集計しております。なお、中間管理機構による取扱い分については、平均ではなく、標準の10aあたり10,000円で、表記することにしております。なお、水田の区分3及び畑については、対象件数が少ないため表示しておりません。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

井上委員 農地中間管理機構取扱い分については10,000円となっているが、土地改良区の賦課金が10,000円を超える地区もあることから、10,000円が基準ととらえられないようにしてほしい。

事務局長 あくまでも参考情報であり、下段にその旨記載しておりますので、このまま作成させていただきたい。

木村（辰）委員 久保手地区の平均は14,000円なので、そちらを参考にするように

してはどうか。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第8号、農地賃借料情報の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

議長 日程11、承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて説明いたしますので、議案書の13ページをお開きください。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免は農業委員会が行うこととなっておりますが、事務局職員の任免の取扱いについて、会長に委任をいただきたいというものでございます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについては、会長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認されました。

議長 日程12、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の14ページをお開きください。4件の届出がございました。整理番号1から3については関連がありますので、一括して説明いたします。貸し人は〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏であります。借り人は公益財団法人〇〇であります。権現堂及び金谷地内の田8筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号4について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は^{ゆうげんかいしゃ}有限会社〇〇であります。先ほど議決いただきました、農地法第5条の規定による許可申請に伴い、原口地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 13、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の16ページをお開きください。5件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号5については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 14、報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。3件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第432回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、須田板地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第432回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、細谷地内の畑7筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第432回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、原口地内の畑1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わ

ります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 2 7 分)

議事録署名人

議事録署名人